

久喜市介護予防・日常生活総合事業における通所型サービス重要事項説明書

< 令和7年7月1日 現在 >

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の概要	社会福祉法人 徳寿会
代表者役職・氏名	理事長 三須雄一郎
法人所在地・電話番号	埼玉県久喜市菖蒲町下栢間2815番地1 0480-85-6688
法人設立年月日	平成元年8月9日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名称	しょうぶの里デイサービスセンター
事業所番号	久喜市介護予防・日常生活総合事業における通所型サービス (指定事業所番号 1170500191)
所在地	埼玉県久喜市菖蒲町下栢間2815-1
電話番号	0480-47-0040 (直通) 0480-85-6688 (代表)
FAX 番号	0480-87-0005
サービスを提供する対象地域	久喜市

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間帯

営業日	月曜日から土曜日まで (1月1日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時00分から午後6時30分
サービス提供時間	午前9時30分から午後4時45分まで

(3) 事業所の勤務体制

職種	運営基準	業務内容	令和7年7月1日現在
管理者	1人	業務及び従業者の一元的に管理する。	1人 (常勤)
生活相談員	1人以上	利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整を行う。	2人 (常勤) 人 (非常勤)
看護職員	1人以上	利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。	人 (常勤) 3人 (非常勤)
介護職員	提供時間帯を通じて4人以上	利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行うほか利用者の送迎に従事する。	7人 (常勤) 1人 (非常勤)
機能訓練指導員	1人以上	機能の減衰防止するための訓練を行う。	人 (常勤) 3人 (非常勤)
調理員	1人以上	献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。	

(4) 設備の概要

定員	27名	静養室	1室
食堂・機能訓練室	1室	相談室	1室
浴室	一般浴槽・特殊浴槽	送迎車	4台

3 サービス内容・特徴

- 久喜市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス

久喜市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当サービス計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護を行います。具体的な内容やサービスの特徴については『ご利用案内』をご覧ください。

- 久喜市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス以外の付随サービス

理容サービス…久喜市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス利用時に、出張理容サービスを利用できます。ご利用の際は、別途お申し込みください。(理容サービスに要する時間は、介護予防通所介護の時間に含まれません。)

4 料金

(1) 利用料金

別紙料金表記載のとおりです。

(2) キャンセル料

正当な理由なくサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用日の当日8時30分までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の当日8時30分までにご連絡がなかった場合	1日の利用料の 80%

(3) 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に係る費用

事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロ未満	1,000円
事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロ以上	2,000円

(4) 健康上の理由による中止

- ① 風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止を行うことがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。
- ④ サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

(5) 料金の支払方法

- 利用月の翌月毎月 10 日までに請求書をお渡しいたします。下記の方法でお支払いいただきます。
- 1. 自動口座振替
 - ・ 契約者ご指定の口座（郵便局・銀行・農協等各種金融機関）より、毎月ご利用料金を自動的に引き落とさせていただきます（一部ご指定できない金融機関があります）。
 - ・ ご利用月の翌月 28 日（28 日が土・日・祝日の場合は以後の最初の平日）が引き落とし日となります。
- 2. 現金によるお支払い
 - ・ 振替手続きが間に合わない場合および振替の申し込みをされなかった場合、現金にてお支払いいただきます。
 - ・ 請求書受け取り後、20 日以内にお支払いいただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当施設職員がお伺いいたします。久喜市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当サービス計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にその介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

- ① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合
サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 当施設の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 30 日前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。
 - ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合……非該当となった日
 - ・ 利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日
- ④ その他
 - ・ 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
 - ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを 15 日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15 日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院または病気等により 3 ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 保 険 名：介護保険・社会福祉事業者総合保険
--

9. 身体拘束の適正化

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身状況並びに止むを得ない理由について記録します。

10. 高齢者虐待防止に関する対策

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために、高齢者虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。他、指針の整備、研修を実施いたします。虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. ハラスメントに関して

- (1) 事業者は、安心安全な環境で質の高いサービスを提供できるよう、ハラスメント防止に取り組みます。
- (2) 利用者やその家族から、ハラスメント行為が職員にあった場合には、精査した上で契約を解除する場合があります。

【ハラスメントの例】

① 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。

・たたかれる ・唾を吐く ・蹴られる 等

② 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

・怒鳴る ・大声を発する ・威圧的な態度で文句を言い続ける 等

③ セクシュアルハラスメント

意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

・必要もなく手や腕をさわる ・卑猥な言動を繰り返す 等

12 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者
[管理者] 佐久間 千恵
- 苦情受付窓口(担当者)
[生活相談員] 佐久間 千恵
- 受付時間
毎週月曜日～土曜日 8:00～18:30
- 連絡先
0480-47-0040 (直通)
- 第三者委員会設置
島田 久巳 0480-85-2003
鶴沼 政人 090-1701-1684

(2) 行政機関その他苦情受付機関

久喜市役所 福祉部高齢者福祉課	所在地 電話番号	久喜市下早見85番地3 0480-22-1111
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係	所在地 電話番号	さいたま市中央区下落合1704国保会館8階 048-824-2568 (介護苦情相談専用)
埼玉県運営適正化委員会	所在地 電話番号	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65彩の国すこやかプラザ1階 048-822-1243

13 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 有 ☐ 無 ☒

しょうぶの里デイサービスセンター

ご利用料金表

<令和7年4月1日現在>

1. 事業給付適用分
利用者負担額は、原則として利用料の1割、2割又は3割の額です。但し、事業給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。
◆利用回数にかかわらず、1ヶ月あたりの料金です。

	要支援度	料金	利用者負担額		
			1割	2割	3割
基本料金	事業対象者・要支援1	18,465円/月	1,847円/月	3,693円/月	5,540円/月
	事業対象者・要支援2	37,187円/月	3,719円/月	7,437円/月	11,156円/月
加算料金	サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (事業対象者・要支援1)	246円/月	25円/月	50円/月	74円/月
	サービス提供体制加算(Ⅲ) (事業対象者・要支援2)	492円/月	50円/月	99円/月	148円/月
	送迎減算	-482円/片道	-49円/片道	-97円/片道	-145円/片道
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	上記基本料金及び加算料金の9.0%			
地域区分	久喜市は、6級地となります	1単位あたり、10,27円となります。※上記利用料に含む。			

※加算料金に関して 要件を満たす場合に、基本利用料に加算(減算)されます。

加算	要件
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	通所介護をご利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が、30%以上であるため加算します。
送迎減算	居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき減算します。
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	介護現場で働く方の処遇改善を行い人材確保に努め、良質なサービス提供を続けることができるようにするための取り組みです。①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境等 要件を満たしているため加算します。

2. 事業給付適用外分

食事代	昼食(おやつ代含む)	680円 /1食
	夕食	570円 /1食
介護用物品代	紙おむつ	200円 /1枚
	パンツ式おむつ	150円 /1枚
	尿パッド	50円 /1枚
趣味活動材料費		実費
日常生活費(ご希望によりご利用頂けます)		70円/日

3. 久喜市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス以外のサービス
久喜市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスご利用時に下記サービスを付随して受けられます。

理容サービス(※出張理容サービスを利用)	1,500円
----------------------	--------

※理容サービスを受けている時間は、久喜市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスの時間に含まれません。